実現しよう! 最低賃金1000円・全国最賃制度 賃金の底上げで景気回復を!

2013年度最低賃金開拿二ュース No.8

大阪労連:大阪市北区錦町2-2 TEL 06-6353-6421 **2013年7月31日**

7.30労働局前座り込み行動100名参加!

7月30日、大阪地方最低賃金審議会総会に合わせ、労働局前座り込み行動200分(1000-現在の大阪最賃800)に取り組み、暑い中100名が参加しました。

開会挨拶後の最賃体験リレートークでは、 最賃体験者から、「最賃体験をして人との つながりで自分が生かされていると感じた。 実際1000円では足りないし、せめて1500 円が必要です。」と報告されました。

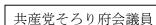


昼休み決起集会 12:10~12:45

昼休み決起集会では、川辺議長が「貧困が拡大する中で、最低賃金の果たす役割が大きくなっている。労働者だけでなく、生活保護、年金にも連動する根幹のたたかいであり、最後まで奮闘しよう。」と訴えました。連帯挨拶では、全大阪生活と健康を守る会連合会の江田事務局長から、「8月2日から生活保護費が切り下げられようとしていて96%に影響する。今でも食事は、3食から2食にして近所付き合いも出来ない状況、切り







大生連江田事務局長

下げ分は、一週間分の食費に相当するものです。生活保護引き下げを許さず、最低賃金引き上げの闘いを共に取り組んでいきましょう。」と訴えられました。

決意表明は、3組織から行い、東大阪労連の越門議長からは、「中小企業の多い東大阪には、絶え間

なく相談が寄せられている。最 賃1000円の引き上げは、東大阪 で働く労働者にとって待ったな しの課題。しかし、中小企業だ けで出来る話ではなく、中小企 業への大幅な予算の増額が必要。 早急に最賃1000円を実現する 施策の充実を求めていきたい。」 と訴えました。

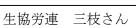


自治労連大原委員長

決意表明



東大阪労連越門議長



大阪地方最低賃金審議会第303回総会 13:30~14:15

第303回総会では、意見陳述が行われ、労働者側3名と使用者側1名が意見を述べました。 労働者側① UAゼンセン キリン堂労働組合

「正規職員に着けず、パートタイマーで、1日6時間働いています。二男は就職難で、長男はフリーター、主人も不安定雇用で自分の収入だけで蓄えが出来ず、老後が不安。キリン堂は、最賃を上回っているが、それでも余裕はない。自分達には労働組合があり、訴える機会があるが、労働組合がないところでは、最賃しかない。将来への不安要素がいっぱいで老後の蓄えをしたいが出来ない。働く人が守られ、安心して生活できるよう審議してほしい。」

労働者側② 自交総連 松下末宏さん

「タクシー・バス労働者で組織する自交総連大阪地方連合会の松下です。私はタクシー・バス労働者が、低賃金のために長時間働いても満足に食べていけず憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」が侵され、乗客の「安心・安全」が危ぶまれている実態と、最低賃金の大幅な上乗せが労働者の生活と健康を守り、乗客の「安心・安全」を担保するために必要不可欠なものであることを陳述します。

タクシーは1997年消費税増税の影響で、売上が減少しているところに、2002年の規制緩和(参入規制の撤廃)によって大阪のタクシーは1991年20,302台だったものが2008年には23,356台と3,054台増え1台あたりの売り上げが大幅に減少、2008年のリーマンショックがそれに拍車をかけました。2009年にタクシー適正化・活性化法が施行されタクシーの台数は規制前の水準に戻りましたが、当時から供給過剰の状態は近畿運輸局も認めていました。府内のタクシー労働者の平均賃金の最高は1991年505万円だったものが2012年279万円と226万円44.75%も減少しています。

タクシーの賃金体系は累進歩合制・リース制が多く、タクシー利用客はもちろんのこと、乗務員を増や せばそれだけ事業者の儲けが増える仕組みになっています。そのために事業者は規制緩和によって無節 操に車両数を増やし、利益を上げようとしましたが、景気が落ち込んでいる中での増車で、大幅な供給 過剰になり1台あたりの売上が激減、それに比例して乗務員の賃金が下がり家庭を維持することができ ないため、若者が入ってこなくなりました。大阪のタクシー乗務員平均年齢は60歳を超えています。

運転者には「自動車運転者の労働時間等の改善基準」で労働時間規制がありますが、タクシーの規制は 1か月の拘束時間、日勤勤務者299時間、隔日勤務者262時間、時間外労働時間に換算すると、日勤者約 103時間、隔勤者約64時間と、長時間労働を容認しています。過労死認定基準では、時間外労働1か月45 時間を超えると過労死との関係が徐々に強まり80時間を超えると関連が強いとされています。タクシー・バスの過労死は全労働者平均の約4.8倍になっています。

タクシー事業者はタクシーに最低賃金はなじまないとしていますが、事業者自らが需要に見合った車両数にすることもせず、規制緩和で無秩序に増車し公共交通機関として「乗客の安心・安全」を担保する最低限の労働条件・環境をもないがしろにする背信行為でしかありません。営業収入が上がらないため、実際には休憩できず、駅等の待機場所での客待ちまで、自動日報で休憩時間とカウントして労働時間を短縮する違法行為が蔓延しようとしています。違法行為を取り締まり、需要に見合った車両数や、タクシー事業の適正化・活性化に取り組み1台当たりの売り上げを上げる手立てを講じれば、最賃は限りなく発生しなくなります。

バス労働者も2000年の規制緩和以降賃金が下がり続け最賃800円パートでの雇用が広がり、生活する ためにダブルワーク・トリプルワークを行っている乗務員も現れています。このような低賃金労働者が 現れたために、正社員の賃金も下がり、収入を得るために長時間ハンドルを握らなければならなくなっています。過労が起因すると思われる重大事故が多発しています。これ以上の犠牲者を出さないためにも、全体の労働条件向上にむけ最低賃金1,000円以上に上げることを求めます。」

労働者側③ 泉州ユニオン

「生きていくための最低賃金ですが、私たちが行ったアンケートの結果では、食事を我慢して、ダブルジョブを行い、睡眠不足を余儀なくされている。お金がないから病院に行けない。お金がないから進学させてやれない親の辛さを分かりますか。子ども達は大変傷ついている。学ぶ権利を奪わないでほしい。二十歳からの国保料など払いたくても払うことができない。国民の義務を果たさなければならないのなら、最低賃金を引き上げて払える賃金にしてほしい。」

使用者側① タクシー協会

「最低賃金額の決定にあたっては、この間生活保護との乖離解消が重視され、大きく引き上がってきたが、通常の事業の支払い能力が考慮されていない。タクシー業界は、アベノミクス効果はあらわれておらず、経費に占める人件費が大きく、引き上げられると経営が厳しくなる。また、タクシー業界は、60歳以上の労働者が多く、年金を貰いながら働いている。最低賃金に年金を考慮することを求める。最低賃金の持つ意味は大切だが、生産性の向上や支払い能力を考慮されるべきだと考える。」

その後、審議会委員の中でも金額を決定する「専門部会」に参加しない赤羽労働者委員は、「労働者の 意見陳述は、どれも切実なものばかり。アンケートなどからも見られるように、1000円が"ちまた"か ら出てきている。切実な生活実態を心に受け止めていただいて審議してほしい。」と要望しました。

総会報告・座り込み行動終了 14:30~15:00

総会報告を、全国一般竹口さんから行い、他の傍聴参加者からは、「意見陳述は、労働組合の違いはあっても、労働者の立場は一緒だと感じた。」「使用者の最賃引き上げに反対する姿勢は許せない。」「これから金額が決まっていく審議会や専門部会に傍聴できないのが残念。」など感想が述べられました。

最後に、私たちの声をこれからの審議会に届けていくためにも、今取り組んでいる署名をもっと集めていくことを意思統一し、元気にシュプレヒコールを行い、座り込み行動を終了しました。



